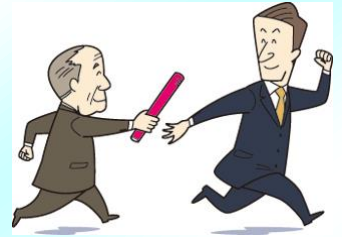


平成27年度税制改正 ～第4弾～

今回は納税猶予の中でも平成27年度税制改正となった「非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除」のうち、相続税についてご紹介します。



1. 趣旨

中小企業はその経営者が株式の過半数を持っているケースが殆どですから、経営者に万が一のことがあると、業績が良ければ良いほど株価が高くなり、結果後継者に相続税が重くのしかかるというのは気の毒な話です。日本では中小企業の占める割合は実に99.7%にのぼるため、国としても見逃せない問題ですね。中小企業のスムーズな事業承継の実現のために、この制度はつくられました。

2. 内容

後継者である相続人等（「経営承継相続人等」といいます）が、相続等により一定の非上場株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、引き続きその会社を運営していく場合には、その経営承継相続人等が納めるべき相続税額のうち、その株式等（※の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

※特例の対象となる非上場株式等の数

(1) $A+B \geq C \times 2/3$ の場合・・・ $(C \times 2/3 - B)$ (2) $A+B < C \times 2/3$ の場合・・・A

A・・・経営承継相続人等が相続等により取得した非上場株式等の数

B・・・経営承継相続人等が相続開始前から保有する非上場株式等の数

C・・・相続開始時の発行済株式等の総数

非常に奇怪な算式ですが、一言で言うと後継者が『安定した経営を行える議決権の3分の2に達するまでの株式については、税制面で優遇しますよ』ということです。

3. 納税猶予を受けるための要件

(1) 相続開始後、以下に当てはまることについて「経済産業大臣の認定」を受けること。

①中小企業であるか

ここでいう中小企業とは、上場会社、中小企業に該当しない会社、風俗営業会社、一定の資産管理会社、総収入金額がゼロの会社、従業員がゼロの会社以外をいいます。

②後継者である相続人等（引き継ぐ側）は

I 相続開始から5か月後を経過する日において会社の代表者となっているか

II 先代経営者（被相続人）の親族であるか

III 相続開始の時に、後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数の50%超の議決権数を持ち、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を持っているか

③先代経営者である被相続人（引き継がれる側）は

I 会社の代表者であったか

II 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたか

(2) 納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提出すること。

※納税猶予を受けた後は、定期的に「継続届出書」を提出する必要があり、これを守らないと納税猶予が打ち切られる場合があります。打切御免。

ダラオ『議決権の3分の2を確保すれば特別決議だって思いのままだからです～』